

短期大学の「衛生法規」科目における法学教育の実践報告

—— 法学初学者に対する法学教育及び法教育の実践への活用可能性

兵庫県行政書士会

大阪成蹊短期大学 非常勤講師

行政書士 齋藤 広明

<要旨>

大阪成蹊短期大学の調理・製菓学科の製菓コース（以下、「本コース」という。）では、法学入門や法学概論のような法律の導入科目が設けられているわけではない。しかしながら、本講義である「衛生法規」科目を通じて、製菓衛生師法や食品衛生法などを中心に講義を展開している。

本講義の特徴としては、毎時間、ケーススタディを使って、学生同士のグループワークやアクティブラーニングなどの手法によって、主体的に法律を学んでいることである。なお、本コースに所属する学生は、2回生で製菓衛生師試験を受験し、卒業後にパティシエールなどの職業に就く方が大多数という状況である。

本報告では、本講義の成果を記述式のアンケート結果を通じて述べるが、実践においては課題も多い。よって、本講義の実践による限界も踏まえながら、引き続き、成果がより発揮できるように真摯に取り組み、法学初学者に対する法学教育及び法教育の実践への活用可能性を模索する。

<実践内容>

回数	題名	内容
第1回	「ケーキの分け方」を考えましょう。	法律とは何か？何のために存在するのか？
第2回	「自分のお店を開業」するには。	製菓衛生師法制定の歴史、社会的役割及び概要
第3回	えっ、「製菓衛生師免許」の取り消し？！	製菓衛生師法の目的、定義、具体的内容
第4回	「食品」とは何でしょう。	食品衛生法制定の経緯、食品衛生法の用語、清潔衛生の原則と食品の販売禁止
第5回	「食品添加物」とは何でしょう。	食品添加物の法規制と表示、食品の規格および基準
第6回	「食品衛生監視員」が来る！	表示および広告、食品の検査、営業に関する規制、自主的衛生管理
第7回	食品安全の「憲法」？！	食品安全基本法
第8回	「元小学校教師」として伝えたいこと①	食育基本法、健康増進法
第9回	こんなにも「法律」があるの？！	栄養士法、調理師法、地域保健法、感染症法、予防接種法、水道法
第10回	「元小学校教師」として伝えたいこと②	環境衛生法規、学校衛生法規
第11回	「不当表示」は、ダメでっせ！	食品表示関連法規
第12回	「イシガキダイ食中毒」事件	消費者政策関連法規（製造物責任法を中心に）
第13回	「働く」とは？（弁護士を招聘）	労働衛生法規（労働基準法を中心に）
第14回	えっ、「営業不許可」？！	行政訴訟など（行政手続法、行政事件訴訟法を中心に）
第15回	定期試験	筆記試験（60分） 選択式及び記述式